

ドイツ・スイス・オーストリアにおける法曹養成制度の実情調査記録（簡略版）

専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」プロジェクトでは、法科大学院協会加盟校における法律実務基礎科目の教育内容のさらなる検討をめざしていることから、平成19年度（2007年度）において、ドイツ、スイス及びオーストリアにおける法曹養成制度の実情について調査した。

1. 調査者

- ・プロジェクト業務推進担当者
田口守一（早稲田大学大学院法務研究科教授）

2. 日程及び訪問先

- (1) 平成19年（2007年）9月5日(水) ドイツ・フライブルグ大学法学部
- (2) 平成19年（2007年）11月5日(月) ドイツ・アウグスブルグ大学法学部
- (3) 平成20年（2008年）2月12日(火) スイス・ベルン大学法学部
- (4) 平成20年（2008年）2月25日(月) オーストリア・ウィーン大学法学部

3. 調査の概要

(1) ドイツ・フライブルグ大学法学部

- 1) 訪問日：平成19年（2007年）9月5日(水)
- 2) 訪問者：田口守一
- 3) 応対者：フライブルグ大学法学部長ヴァルター・ペロン教授（Prof. Dr. Walter Perron）

4) 調査内容（概要）

a) ドイツ裁判官法の改正とバーデン・ヴュルテンベルグ州における新たな法律国家試験制度について。

① 2006年のドイツ裁判官法の改正により、4年間の大学学習の後、「第一次試験(die erste Prüfung)」があり、これは、「大学重点領域試験(eine universitäre Schwerpunktbereichsprüfung)」と「国家必修科目試験(eine staatliche Pflichtfachprüfung)」からなる(第5条)。前者は「大学試験(Universitätsprüfung)」と呼ばれ、後者は「国家試験(Staatsprüfung)」と呼ばれる。前者が30%、後者が70%の配点となる(第5d条)。その後、2年間の「予備修習(Vorbereitungsdienst)」(司法修習)を経て「第二次国家試験(die zweite Staatsprüfung)」を受験する。「第一次試験」には約70%、「第二次国家

試験」には約 90%の学生が合格している。

② 裁判官法は、4年間の大学学習について次のように定めている。必修科目として、民法、刑法、公法及び手続法があり、これにはヨーロッパ法、法学方法論及び哲学的・歴史的・社会的基礎が含まれる。更に法律外国語も必修である。選択科目として、重点領域〔科目〕(Schwerpunktbereiche, SPB)があり、必修科目の深化と法の学際的・国際的側面の深化が図られる。重点領域では、裁判実務、行政実務、法律相談実務が考慮され、基本技能科目(Schlüsselqualifikationen)(交渉、相談、レトリック、紛争調停、和解、尋問及びコミュニケーション能力など)と最低3ヶ月の実務学習が含まれる。

③ バーデン・ヴュルテンベルグ州の「第一次試験」を見ると、「国家試験」(70%配点)の方は、必修科目から法制史がなくなり、また、選択科目も全てなくなった。旧来の第一次法律国家試験と比べると、試験範囲はより限定された。「大学試験」(30%配点)は、3つの試験からなり(各10%)、第1は、レポート試験(Schriftliche Studienarbeit)であり、第2は、筆記試験(Aufsichtsarbeit)であり、重点科目の中から、5時間かけて行われる。第3は、選択的である。それぞれの重点領域により、口述試験か、または、筆記試験の対象とならなかった科目から、4つの終了試験により行われる。大学試験は、不合格試験のみについて、1回だけ繰り返すことができる。

④ フライブルグ大学法学部の重点領域(SPB)は8あり、「法制史及び比較法」、「民事司法」、「刑事司法」、「取引及び経済」、「労働及び社会保障」、「ヨーロッパ法、国際法及び経済関係」、「環境及び経済」及び「情報社会の法」である。

⑤ フライブルグ大学法学部では、2学期の終わりに、出来る限り早い時期に選択の方向を決めることができるための進路決定試験(Orientierungsprüfung)があり、4学期が終わったところで中間試験(Zwischenprüfung)がある。合格しないと進学できない。重点学修(Schwerpunktstudium)は、2005年夏学期から導入され、3学期かけて行われる。重点領域について実施される大学試験は、遅くとも重点学修の第5セメスターの終わりまでに合格しなければならない。通常の学修期間は、第一次法律試験を含めて9学期である。

b) 法学部長ペロン教授の、事前に送付してあった質問書に対する回答は以下の通りである。

① 他の重点領域科目の履修可能性について。学生は、自分の選択した重点科目の科目以外の他の重点科目の科目を履修することは自由である。ただし、選択した領域以外の科目は大学試験の対象とはならない。ただ、実際には試験科目だけで学生は相当に忙しい。

② 重点領域科目は「生活分野と職業」を考慮したものとなっているが、これは特に弁護士を希望する学生にとって意味があるのではないかとの点について。学生の多くは弁護士志向であり、重点領域科目は学生のニーズにも合っている。これにより、大学は大きな裁量を持つことになった。どのような重点科目を設置するかは大学が自由に決めることができる。フライブルグ大学からは、国際的な弁護士が多く輩出し、また大学ランキングでも一位となったので、フライブルグの学生は注目を集めている（注：雑誌『フォーカス (Focus)』2007年19号の大学ランキングで、法学部ではフライブルグ大学が一位となった）。

③ 重点領域科目の内容について。以前の大学教育は国家試験科目に拘束され、試験に出題されるかどうかを考えて授業内容を決定する必要があった。以前にも選択科目はあったが、学生は余り選択しなかった。新制度により授業科目の範囲が広がり、新たな科目の開講も可能となり、その内容も自由に決定できるようになった。新制度ではその科目が大学試験の対象となるので、学生は学ぶ必要がある。

④ 重点領域科目の選択状況について。重点領域制度は、施行してまだ2年だから、統計的な意味は余りないが、10%の学生は、最初の希望通りのSPBが選択できず、選択の少ないのはSPB1（法制史及び比較法）、SPB7（環境及び経済）であり、多いのはSPB6（ヨーロッパ法、国際法及び経済関係）であり、その他は普通である。

⑤ 基本技能科目について。立法者の決めたことだから実施しているが、余り意味はない。学生は早く専門科目をやったほうがいい。もしやるなら法曹に有意義な科目（貿易に関して、会計とか簿記とか）の方がいいが、州はそれを許可しない。また、特殊科目を教える教員も不足している。

⑥ 休暇実務修習（Einzelpraktik）について。学生が自分で修習場所を探す場合と州の裁判所や検察庁が公募して受け入れる場合とがある。数個の修習場所も可能だが、1箇所ですら少なくとも1ヶ月は修習することが必要である。大学は理論中心だから、学生には実務は人気がある。それに3ヶ月は義務である。

修習内容としては、司法部関係（裁判所・検察庁）では、学生は「観察」のみである。弁護士事務所になると、大きい事務所と小さい事務所では事情が異なる。大きい事務所は、能力のある学生を選抜して、その学生には仕事をさせ、手当ても支払っている。原則、学生に何をやらせるかは弁護士が決めている。司法修習生の場合は、法律が許可しているので、裁判所で被告人と直接話すこともある。学生の場合はそれは出来ない。

⑦ 臨床教育について。大学での legal clinic は、行っていない。歴史的に、大学教授は、弁護士活動（民事）を許されていない。弁護士保護のためである。但し、刑事弁護をすることは許されている。

⑧ 司法修習 (Referendariat) について。弁護士修習の期間が 3 ヶ月から 9 ヶ月に延長されたのは、これまでは、あまりに強く「裁判官養成」に偏っていたので、これを修正したのであり、その方向は正しいと思う。9 ヶ月の弁護士修習の効果は、まだ分からない。問題は、同質の教育ができるかである。指導弁護士によってばらばらになる可能性もある。

⑨ ボローニア・モデルについて。[バーデン・ヴュルテンベルグ州の司法大臣が 2007 年 4 月に、バーデン・ヴュルテンベルグ州もボローニア・モデルの採用を考えるべきだと発言して、大きな反響 (批判が多い) を呼んだ件に関して] 司法大臣の真意は問題提起にあるだけだと聞いている。ボローニア・モデルを採用すれば、(司法修習はなくなるので) 州予算の削減には益するだろう。しかし、各国の法制度は別であり、法律教育を共通にするのは困難である。ドイツからイギリスへ、そしてフランスへというのは、数学ならいいが、法律学では難しい。ドイツでは誰も望んでいない。ただ、弁護士会は強く賛成している。例えば、学生の 70% が Bachelor までで、30% だけが Master になるとすると、弁護士となる者がそれだけ少なくなる。弁護士会は数の削減に賛成なのであり、そのためにボローニア・モデルに賛成しているのである。

⑩ 今次の改革について。今次の改革には、基本的に賛成である。今後の方向としては、「弁護士志向」でいいと思う。制度的には裁判官養成という基本には変わりはない。ボローニアを採用しなくても、弁護士志向は可能である。現在のボローニア・モデルは良くないが、3 年、5 年後にいいのが出てくれば考えることになる。新制度の定着にも 5 年、6 年はかかるだろう。

5) 感想 (概要)

第 1 に、今次の法曹養成制度改革の中核である重点領域としていかなる科目を設置するかは各大学の自由であるがゆえに、各大学が個性を競うことになり、学生としてはこれを比較検討するということになる。そのための資料的論文も出ている (例、Die Ausbildung im Schwerpunktbereich und die erste Prüfung an den juristischen Fakultäten in Deutschland, JuS 2007, Heft 4, S.297ff.)。大学を自由に渡り歩くという古きよき時代の伝統は消えていくのではなかろうか。

第 2 に、新制度は、非常に密度の濃い法律学の学習を要求しているようである。大学 1、2 年次に法律学の基本をみっちりやって、法律家に向いていない者には別の道に振り向け、3 年次からは特定の専門領域についての展開科目を内容とする重点領域の学習を (選択的に) 必修とするシステムである。法律国家試験の試験科目は主要科目に限定されているが、大学試験はこの展開科目についてなされるので、学生としては、大学試験に合格するために密度の濃い学習

をする必要がある。そして、その成績が第一次法律試験の 30%を占める。この場合、密度の濃い学習をするために学習期間を延長するという発想はない。

第 3 に、今次の法曹養成制度の改革の理念は、これまで裁判官の養成という側面が重視されていたのに対し、現実には弁護士となる者が多数であることから弁護士養成にとって意味のある教育課程が強化されたが（基本技能科目の重視、重点領域における国際の重視、司法修習における弁護修習期間の延長など）、この方向は肯定的に受け止められている。

第 4 に、問題は、弁護士重視、国際重視という傾向が、ボローニア・モデルと結びつくかである。フライブルグ大学法学部長は、多くのドイツの教授達と同じく、これには批判的であり、とくに学生が国際的に移動して学習するという発想は、法律学には通用しないという論点を中心であった。ただ、現在のボローニア・モデルはよくないが、将来いいモデルが出てくれば考えるとして含みを持たせた発言をされたのが印象的であった。

第 5 として、大学試験の対象となる重点領域科目は非常に専門的な科目であるから、大学におけるこの学習は法律学の発展や法律学研究者の養成にとっても極めて意味があるシステムであろうとの印象を受けた。試験内容にもよるが、学生にとっては、出題範囲の限定された法律国家試験よりも、専門的な重点領域科目の試験の方が難しいのではないかと思われた。

(2) ドイツ・アウグスブルグ大学法学部

1) 訪問日：平成 19 年（2007 年）11 月 5 日(月)

2) 訪問者：田口守一

3) 応対者：アウグスブルグ大学法学部長クリストフ・ベッカー教授 (Prof. Dr. Christoph Becker) 及び教務担当学部長 (Studiendekan) ヘニング・ロゼナウ教授 (Prof. Dr. Henning Rosenau)

4) 調査内容（概要）

a) バイエルン州の新たな国家試験制度の概要とアウグスブルグ大学法学部の新たな重点領域について。

2003 年 10 月 13 日の「法曹養成及び試験規則 (JAPO)」により、それまでの「第一次法律国家試験 (Erste Juristische Staatsprüfung)」が、「第一次法律国家試験 (die Erste Juristische Staatsprüfung)」と「法律大学試験 (die Juristische Universitätsprüfung)」とからなる「第一次法律試験 (Erste Juristische Prüfung)」に改組され、「第一次法律国家試験」が 70%の配点、「法律大学試験」が 30%の配点とされた。

法律大学試験は、筆記試験と口述試験とからなる。筆記試験は、1つの重点

領域について行われる。アウグスブルグ大学法学部の重点領域 (Schwerpunktbereich, SPB) は、「国際法」、「企業法」、「資本市場」、「環境法・経済規正法」及び「経済刑法・国際刑法」の5領域である。

第一次法律国家試験は、2007年3月に改正があり、2006年までの試験と2007年以降の試験との違いは以下の通りである。

(1) 筆記試験8日間は、6日間とされた。内訳は、①民法重点領域から4科目が、3科目とされ、②刑法重点領域からの1科目は、同じであり、③公法重点領域からの2科目も、同じであり、④選択重点領域からの1科目は、廃止された。

(2) 口述試験50分が、35分とされた。

(3) 成績は、筆記試験の配点が2/3、口述試験の配点が1/3であったが、これが筆記試験3/4、口述試験1/4とされた。

b) 法学部長ベッカー教授の、事前に送付してあった質問書に対する回答は以下の通りである。

① 重点領域の選択について。学生は5つの重点領域の1つを選択して、この重点領域について大学試験が行われるが、科目履修については他の重点領域からも自由に履修することができる。

② 重点領域の特色について。アウグスブルグ大学では国際と経済が重視されているが、それがこれからの弁護士にとって重要と考えたからである。そのため教員としても多くの弁護士を招聘している。

③ 重点領域に関する学生の履修動向について。新制度の導入以降、457名の学生が重点領域に登録したが、内訳は、SPB I (国際法) 83名、SPB II (企業法) 92名、SPB III (資本市場) 73名、SPB IV (環境法・経済規制法) 44名及びSPB V (経済刑法・国際刑法) 165名であった。

④ アウグスブルグ大学法学部は、基本技能科目 (Schlüsselqualifikationen) として、和解、交渉、法律相談等の科目を設置しているが、これらの科目は、学生が事実問題の解決のために他の人々と意思疎通を図ることがいかに重要であるかについて学ぶ点に意義がある。

⑤ 実務修習 (Praktika) について。学生は、合計3ヶ月の実務修習を履修しなければならないが、実務は煩わしい (lästig) ものと受け取られており、学生は、できる限り少ない苦勞で履修証明を得ようとしている。また、学生は、しばしば判例や文献の調査をさせられているが、それはむしろ大学で行われるべきものである。

⑥ 司法修習 (Referendariat) について。2003年の改革で、弁護士修習が3ヶ月から9ヶ月に延長されたが、それは修了者の4分の3が弁護士となる点を考慮したものである。

⑦ ボローニア・モデルについて。法律学を2つの段階に分離することは、法律体系が1つの統一体であるという事実と矛盾する。Bachelor の資格には意味がないと思う。EU の調和は重要ではあるが、各国の法秩序は異なっており、Bachelor から Master へと学習の場所を変えるのは継続的学習を困難にする。ボローニア・モデルは、法律学の統一的思考体系を壊すものであり、法律学の社会に対する文化的意義も破壊するものである。

5) 感想 (概要)

第 1 に、例えば新制度における重点領域の 1 つである重点領域 V の経済刑法及び国際刑法を見てみると、刑法総論各論と刑事訴訟法だけではなく、更に展開科目としての国際刑法、ヨーロッパの刑事手続、環境刑法、税刑法、医事刑法などの特殊領域を学ぶ必要がある。これは大学の段階ですでに 1 つの特定分野の専門家となることを求めるものといえるが、4年間でここまでやるのは相当に困難と思われる。しかし、「大学院」を上乗せして作るという発想はない。そうではなく、この課題を教えることのできる有能な教員の確保が問題とされている (だから、有名大学や大きな大学は有利だと言われている)。

第 2 に、大学では、非常に多くの科目が設置されており、学生はその学習で手一杯であって、必修となっている実務修習にエネルギーを割く余裕はないようである。第 7 学期から第 8 学期 (4 年生) では、専ら試験対策もなされている。

第 3 に、基本技能科目や実務修習に関する評価が、フライブルグ大学とアウグスブルグ大学とで異なることが興味深い。フライブルグ大学では、基本技能科目はあまり評価せず、実務修習には理解を示していたが、アウグスブルグ大学では逆に基本技能科目には理解を示し、実務修習はあまり評価していなかったからである。

第 4 として、ボローニア・モデルに対する忌憚のない批判を聞くことができた。しかし、この見解は、ドイツの教授達の多数意見と違ってよいように思われる。

(3) スイス・ベルン大学法学部

1) 訪問日 : 平成 20 年 (2008 年) 2 月 12 日 (火)

2) 訪問者 : 田口守一

3) 応対者 : 法学部長室主任 (Dekanatsvorsteherin) サビネ・ミュラー氏 (Frau Sabine Müller)

4) 調査内容 (概要)

a) ベルン大学法学部はいわゆるボローニア・モデルを採用している。ボロー

ニア・モデルは、①教育内容の質的向上、②全ての学習段階における学生の移動の自由の拡大、③学際的学習の強化、④パートタイム学習の機会均等及び⑤十分な教育支援の保障を目的として、「1999年6月19日ヨーロッパ教育大臣会議ボローニア宣言（Joint Declaration of the European Ministers of Education Convened in Bologna on the 19th of June 1999）」において採択されたが、スイス大学学長会議（Die Schweizerische Universitätskonferenz）は、ボローニア・モデルの採用を決定し、2003年12月4日に「ボローニア・プロセス（ボローニア原則）（Bologna-Prozess(Bologna-Richtlinien))」を発表した。ベルン大学法学部もこの方針に従ってボローニア・モデルを採用している。

b) 事前に送付しておいた質問書に対して、学部長室主任のミュラー氏から、以下の説明があった。

① ボローニア・モデルの採用時期について。ベルン大学法学部は、ボローニア・モデル（Bologna Modell, Bologna-Prozess）を2003年4月24日の規則で採用したが、2007年6月21日の規則で大幅改正があった。

② ボローニア・モデルの採用範囲について。ボローニア・モデルの採用は、全国学長会議で決定されたので、全国の大学が（医学部を除いて）ボローニア・モデルを採用することになっている。

③ 2003年規則と2007年規則の相違点について。2003年以前は8学期の学習後の学位として **Lizentiat**（修士号）を与えていたが、2003年の規則で、これを6学期後の **Bachelor of Law (BLaw)**（法学士）と3学期後の **Master of Law (MLaw)**（法学修士）の制度に変えた。2007年の規則で、細かな改正は別にして、新たに **Bachelor Arbeit**（学士論文）の制度が採用されたこと、および一般学生（**Major**）に対する特別学生（**Minor**）の制度が採用されたことが大きな改革である。特別学生制度とは、法学部以外の学部学生が、法学部において60単位相当の一定科目を修得すれば、**MLaw** のコースに進学できるというものである（ちなみに、一般学生は **BLaw** のために180単位の修得が必要である）。現在、他学部生より問い合わせがあり、2009年には初めての特別学生が誕生する予定である。ただし、この制度はベルン大学のみで、他の大学はボローニア・モデルは採用してもこの制度の採用までは踏み切っていない。

④ 在籍期間について。ボローニア・モデルでは、6学期の学習で **BLaw** となり、さらに3学期の学習で **MLaw** となるとなっているが、この期間内にモデル通りに **MLaw** の資格を取得する学生は、およそ30%だけであり、残りの70%の学生は7～9学期の学習を必要としている（12学期を超えると授業料が高くなるので、それまで残る学生はほとんどいない）。また、3学期で **MLaw** となる学生は約50%であり、残りはそれ以上の学期を必要としている。

なお、BLaw の最初の 2 学期の修了試験（私法、刑法、公法）は大変に厳しく、約 20% の学生は不合格となって法学部を去る。また、約 10% の学生は任意に法学部を去っている。残りの 70% の学生が BLaw の最終試験を受けるが、不合格となるのはわずかで約 2% だけである。もっとも、BLaw 試験には合格したが、試験の成績が振るわなかった者の一部は、大学を去って一般企業に BLaw として就職している。

⑤ 移籍の実態について。ボローニア・モデルは、EU 諸国間の教育制度の統一を狙ったものであるが、ベルン大学で BLaw を取得後、外国で MLaw の学習をする者はほとんどいないし、外国の BLaw を取得してベルン大学に来る者も 1~2% のみである（Master 課程の学生は約 500 名だから、外国学生は 5~10 人ということになる）。

⑥ 国家試験との関係について。MLaw 取得後、18 ヶ月の実務教育（Praktische Ausbildung）（うち、弁護士事務所の 9 ヶ月、裁判所の 3 ヶ月は必修）がある。その後、全ての法曹に共通の弁護士試験（Fürsprecherprüfung）がある。試験は、判決又は訴訟文書の起案、口述試験及び模擬弁論からなる（筆記試験は、刑法が 8 時間、その他が 6 時間、口述試験は各 20 分、模擬弁論は 10 分である）。国家試験はこの弁護士試験のみであって、ドイツのような第二次国家試験はない。学生の 80~90% は合格する。不合格の学生は、一般会社の法律関係事務などに就職する。

⑦ 実務学習（Praktikum）について。実務教育は MLaw 取得後に行われるので、BLaw 及び MLaw の段階での実務教育は、制度としては行われていない。ただし、裁判所等から任意参加の募集があると学生は応募しているようであるが、学部としては詳細は把握していない。

5) 感想(概要)

第 1 に、6 学期（3 年）で Bachelor of Law (BLaw)（法学士）の資格を与えるというボローニア・モデルであるが、その教科内容は非常に密度が濃く、6 学期で終了できる者は 30% のみ、BLaw を取得できない学生も約 20% いるという点が印象的であった。また、Master 段階では科目群の選択制となって展開学習がなされることになるが、これも Bachelor 段階での密度の濃い学習があつてこそ一貫する制度であろうと感じた。ただし、Mlaw までは徹底した理論教育であり、多くの先端科目が教育対象とはなっているが、実務教育との連携の観点は見られない。

第 2 に、特別学生（Minor）の制度は、大変に興味深いものである。法律学の基礎的な部分を学んで Master 段階に進学すれば、Master 段階での学習がより容易になるであろう。2009 年には特別学生も誕生するだろうということである

が、ベルン大学以外にもこの制度が波及するかが注目される。

第3に、いわゆる法律国家試験が実務修習の後に行われるという制度も興味深い。ほとんどの学生が合格するとされるが、それまでの教育内容に即した試験であって始めて可能であろう。もともと、Master段階での科目選択性あるいは特別学生制度に対応した試験制度の在り方という点は今後の課題ということであった。

(4) オーストリア・ウィーン大学法学部

- 1) 訪問日：平成20年(2008年)2月25日(月)
- 2) 訪問者：田口守一
- 3) 応対者：法学部教務指導者(Studienprogrammleiter) ヘルムート・フックス教授(Prof.Dr. Helmut Fuchs)

4) 調査内容(概要)

事前に送付した質問書に対するフックス教授の回答は以下の通りである。

① カリキュラム改革の法的根拠について。オーストリアの法律では、大学の教育内容はほぼ全面的に大学に委ねられている(法律は基本原則しか定めていない)。したがって、1999年9月1日の「ウィーン大学法学部学習要綱(Studienplan für das Diplomstudium an der rechtswissenschaftlichen Fakultät der Universität Wien)」が、2006年10月1日の「法律学学習要綱の変更(Änderung des Studienplan für das Diplomstudium der Rechtswissenschaften)」により大幅に変更されたのも、ウィーン大学法学部が独自に決定したことである。

② 2006年新カリキュラムの考え方。旧カリキュラムでは、1~2学期が基礎法、刑事法など、3~5学期が私法など、6~8学期が公法・国際法などという構成であった。これに対して、時代に対応するための改革である新カリキュラムの考え方は、以下の通りである。法学部教育の目的は、高度な学問的職業教育にあり、あらゆる専門分野の基礎的専門知識とその方法論を修得し、それらを事案に即して適用できる能力をもたらすことにある。伝統的な法分野だけでなく、経済と結びついた先端分野にも通用するために、論争能力や批判精神も必要である。そのために、学際的、国際的な能力も必要である。

③ 2006年新カリキュラムの特色について。単位制を導入した(この点はEU基準に従ったものであるが、1学期は30単位であり、8学期240単位だから、実質は学期制とあまり変わりはない、とのことだった)。カリキュラム編成を大幅に組み替え、新設科目、重点科目や卒業論文の制度も新設された。概略は以下の通りである。

i) 導入課程（民法、刑法など）52 単位、ii) 司法課程（企業法、民事手続法、労働・社会法など）79 単位、iii) 国家学課程（公法、国際法など）70 単位、及び iv) 選択科目としての重点科目、部門横断的科目並びに卒業論文などで 39 単位の合計 240 単位である。各科目の最後には試験(口述試験及び筆記試験)があり、試験に合格すると単位が与えられる(試験制度と単位制度)。

④ 重点科目 (**Schwerpunktausbildung**) とは何か。重点科目は、選択科目であり、学生の約 20%が履修している(ドイツの重点領域科目とは関係はない)。特定分野(例えば、環境法)を学んだとの履修証明書が交付され、学生はその証明書を就職に際して利用している(例えば、弁護士事務所に提出するなど)。

⑤ 法学部卒業生の割合について。法学部には毎年約 2500 名の新入生が登録される(バカロレア(アビトゥア)資格があれば登録でき、入学試験はない)。しかし、2 学期(1 年)の後にはその約 50%が試験で不合格となって進級できず、その後更に減って、4 年後に法学部を卒業できるのは 3 分の 1 の約 800 名である。この 800 名はほぼ全員が実務修習に進むことになる。

⑥ 法学修士の学位について。4 年間の学士(Diplom)課程が修了すると、「法学修士(Magistra der Rechtswissenschaft bzw Magister der Rechtswissenschaft)」の学位が与えられる。4 年間の学部教育の修了で「修士」の学位を授与するのは以前からのオーストリアの伝統である(ボローニア・モデルの、3 年間の学習後の Bachelor とその後 2 年の学習後の Master という学位とは関係はない)。

⑦ 実務修習について。4 年間(8 学期)の大学学習を卒業すると、9 ヶ月の共通実務修習があり、その後 3 年間の各実務修習の後に、それぞれの進路に従って裁判所の実施する裁判官(検察官)採用試験、弁護士会の実施する弁護士採用試験、公証人会の実施する公証人採用試験及び官庁の実施する高級公務員採用試験を受けることになる(ドイツの制度とは全く異なる)。

⑧ ボローニア・モデルについて。ボローニア・モデルは採用しない。EUレベルでの国際化についてはいわゆるエラスムス・システムを利用して学生が外国に留学している。毎年 200 名ほどが、フランス、オランダ、ベルギー、ドイツ、スペインなどの EU 諸国に、3 ヶ月ないし 1 学期間留学している。4 年間の実務修習はほぼオーストリアの実務を学んでおり、EU といっても法律は各国別々だから、法律学についてはボローニア・モデルを採用することはできない。

⑨ アメリカ型ロー・スクールの教育システムについて。オーストリアでは、高等学校(Gymnasium)での一般教養教育が充実しているので、大学に進学したら直ちに専門科目に取り組むのに支障はない。アメリカのように大学に進学して 4 年間の他の学科を学んだ後に法律学を学ぶという必要はない。

5) 感想 (概要)

第1に、ドイツ語圏といっても、ドイツ、スイス、オーストリアにはほとんど共通項はなく、3者3様の法曹養成制度である。もっとも、法曹養成を大学学部が担うという点では全て共通している。

第2に、時代に対応する新カリキュラムが2006年から導入されたが、それも伝統的な学部教育の制度内で実施されている。しかし、開講科目は非常に多く、また先端科目も多く開設されている。試験制度は厳しく、卒業できるのは入学制の3分の1だけである。高校教育まででいわゆる一般教養は終わっているので、大学では始めから専門教育でいいという説明に大学学部制度の伝統を感じた。

第3に、大学卒業後に4年間の実務修習(見習い)があるという制度も大変に興味深い。大学在学中の重点科目の中に「実務学習(Praktikum)」が含まれているが、これは見学だけとのことであった。もっとも、大学試験には必修演習(Pflichtübung)の試験もあり、そこでは事例解決が試験される。4年間の実務修習期間では、修習生は自分独自に起案したり、依頼人に接したりすることはできない。あくまで弁護士等の法曹の手伝いの範囲に留まる。

第4に、実務修習の後に当該専門職の採用試験があるという制度も興味深いものがある。「統一的法律家」の試験ではなく、裁判官、弁護士、行政官などのそれぞれの「個別法律家」の採用試験制度である。もっとも、このようないわば縦割り試験制度のために、後に専門職を移動したいという場合にはやっかいな問題が生じるということであった。

以上